

カーボン・クレジット市場における超過削減枠の決済スケジュールの変更等に係る制度要綱

2025年7月29日
株式会社東京証券取引所

I. 趣旨

当取引所は、昨年度に引き続き、本年度においても、経済産業省が実施する令和7年度グリーントランスマーケティング運営事業費（GXリーグ事務局運営及びGXリーグ参画企業による自主的な排出量取引のための環境整備事業）を受託した株式会社野村総合研究所から、超過削減枠取引市場運用に係る業務の再委託を受け、カーボン・クレジット市場（以下「本市場」といいます。）にて、超過削減枠の売買を行います。

昨年度において、超過削減枠の決済日を、売買約定が成立した日から起算して10日目としていたところ、超過削減枠登録簿システムの機能見直しに合わせ、売買約定が成立した日から起算して6日目（J-クレジットと同様）に変更します。その他所要の改正を行います。

※下線部は、超過削減枠の決済日変更に伴うスケジュールの変更点。

II. 概要

項目	概要	備考
1. 超過削減枠の決済日の変更	<ul style="list-style-type: none">超過削減枠における決済日を変更し、<u>売買約定が成立した日から起算して6日目</u>（休業日、臨時休業日及び臨時休場日を除外します。以下、日数計算について同じとします。）とします。	<ul style="list-style-type: none">なお、2025年度の超過削減枠の売買は2025年11月から2025年12月までの金曜日に実施します。J-クレジットの決済日は変更ありません。J-クレジットと同様の決済スケジュールになります。
2. 超過削減枠の決済スケジュールの変更		

項目	概要	備考
(1) 売り方参加者による移転クレジットの事前確認	<ul style="list-style-type: none"> 売買約定の当事者である売り方参加者は、当該約定内容を確認し、約定したカーボン・クレジットの数量を移転できない場合は、その旨を、<u>売買約定が成立した日から起算して4日目の午後1時00分まで</u>に当取引所に申告するものとします。 	
(2) 売り方参加者から当取引所へのカーボン・クレジットの事前移転	<ul style="list-style-type: none"> 売り方参加者は、超過削減枠に係る売買約定の決済に係る引渡しクレジットについて、<u>売買約定が成立した日から起算して5日目</u>、かつ、当該日の午前11時00分までに、当該売り方参加者名義のクレジット口座から、当取引所名義のクレジット口座に移転する方法により、移転するものとします。 上記の当取引所名義のクレジット口座への移転に係る<u>移転請求は、当取引所が売り方参加者に代わり、超過削減枠登録簿システムに対して行う</u>ものとし、当該移転申請で移転が完了しなかった場合は、当該売り方参加者が当取引所の口座への移転請求を行なうこととします。 	<ul style="list-style-type: none"> 引渡しクレジットとは、一日に売買約定が成立したカーボン・クレジットのうち、売り方参加者ごとに（市場参加者からの申請に基づき当該参加者名義のクレジット口座を複数指定することを当取引所が認めた場合には、当該売り方参加者名義のクレジット口座の単位。4. その他（1）参照）合算したカーボン・クレジットをいいます。
(3) 買い方参加者による支払代金の支払い	<ul style="list-style-type: none"> 買い方参加者が、当取引所に支払代金を支払う时限は、<u>売買約定が成立した日から起算して6日目の当日</u>、かつ、当該日の午前11時00分までとします。 	<ul style="list-style-type: none"> 支払代金とは、一日における、カーボン・クレジットの売買の対象ごとの買付けに係る売買代金等相当額を参加者ごとに（一の参加者において決済口座を複数に分けている場合は決済口座の単位をいいます。以下同じ。4. その他（1）参照）合算した金額をいいます。
(4) 当取引所から買い方参加者へのカーボン・ク	<ul style="list-style-type: none"> 当取引所が、（3）の支払代金の受領を確認した後、<u>売買約定が成立した日から起算して6日目の午前11時00分以降に</u>、（2）で移転された受取りクレジットを買い方参加者があらかじめ指定したクレジット口 	<ul style="list-style-type: none"> 受取りクレジットとは、一日に売買約定が成立したカーボン・クレジットのうち、買い方

項目	概要	備考
レジットの移転	座に移転します。	
(5) 当取引所から売り方参加者の受領代金の振込み	<ul style="list-style-type: none"> 当取引所が、(3) の支払代金の受領を確認した後、<u>売買約定が成立した日から起算して6日目の午前11時00分</u>以降に、(3) で受領した受領代金を、売り方参加者があらかじめ指定した預貯金口座に振り込みます。 	<p>参加者ごとに合算したカーボン・クレジットをいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 受領代金とは、一日における、カーボン・クレジットの売買の対象ごとの売付けに係る売買代金等相当額を参加者ごとに合算した金額をいいます。
3. 超過削減枠の決済不履行等に伴う取扱い		
(1) 売り方参加者による決済日以前のカーボン・クレジットの移転困難の判明	<ul style="list-style-type: none"> 約定したカーボン・クレジットの数量を移転できない場合において、売り方参加者から2. (1) に規定するカーボン・クレジットの移転が困難である旨の申告があるときは、当取引所は、売買約定を取り消すものとします。 当取引所は、以降の手続きを行わないこととした場合には、決済の相手方である買い方参加者に対して、<u>売買約定が成立した日から起算して4日目の午後4時00分</u>までに連絡します。 	
(2) 売り方参加者によるカーボン・クレジットの移転不履行	<ul style="list-style-type: none"> <u>売買約定が成立した日から起算して5日目の午前11時00分</u>において、売り方参加者による当取引所への引渡しクレジットの全部の移転が行われなかった場合には当該売買約定を取り消し、以降の手続きを行いません。 当取引所は、以降の手続きを行わないこととした場合には、決済の相手方である買い方参加者に対して、速やかに連絡します。 	
(3) 買い方参加者による代金の支払い不履行	<ul style="list-style-type: none"> <u>売買約定が成立した日から起算して6日目</u>において、支払时限までに買い方参加者から支払代金の全部又は一部の支払いが行われなかった場合には、当取引所は、当該支払代金に係る売買約定を全て取り消 	<ul style="list-style-type: none"> 当該買い方参加者が支払代金の一部を支払った場合には、売買約定の取消しを行った上で、支

項目	概要	備考
(4) 参加者の売買停止等	<p>し、以降の手続きを行わないこととし、2. (2) で当取引所が、<u>売買約定が成立した日から起算して5日目に移転を受けた当該取消しに係るカーボン・クレジット</u>を売り方参加者に返還するものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> 参加者が、売買の停止等を受けた場合であって当該売買の停止等の効力発生前に成立した売買約定の決済を行うことが困難であると当取引所が認めたときには、当取引所は当該参加者が当事者になっている売買約定を取り消すものとし、2. (2) で当取引所が、<u>売買約定が成立した日から起算して5日目に移転を受けた当該取消しに係るカーボン・クレジット</u>を売り方参加者に返還するものとします。 	払い済みの金額に相当する金銭を当取引所から買い方参加者に返金します。
4. その他（カーボン・クレジット市場全体）		
(1) 複数のクレジット登録簿口座・銀行口座の登録	<ul style="list-style-type: none"> 参加者の利便性向上の観点から、決済に必要な参加者名義のクレジット口座又は預貯金口座について、参加者からの申請に基づき、当取引所が適当と認めた場合には、当該参加者の指定クレジットごとに複数の口座を指定することができます。 	<ul style="list-style-type: none"> クレジット口座の開設を証する書面等の提出が必要となります。 なお、同一法人での複数クレジット口座の開設は、現行の登録簿関連規程では、J-クレジットのみ可能です。 左記の現行の割当処理は、当該引渡しクレジットのうち、一部のみ移転が行われたクレジット認証番号に係る決済単位を数量が少ないものから昇順に並べる（数量が同数の場合は抽選）こととしています。
(2) カーボン・クレジットの移転不履行時の対応の一部変更	<ul style="list-style-type: none"> 決済日の前日において、売り方参加者による引渡しクレジットの移転が一部のみ行われた場合について、当該一部について買い方を割り当てる処理を行った上で決済をし、残部について売買約定を取り消すこととしておりましたが、決済日前々日までにおいて、引渡しクレジットの一部保有の申告があった場合に全量売買約定取消ししていることと平仄を合わせることとし、当該引渡しクレジットに係る売買約定を取り消すこととします。 	

項目	概要	備考
(3) 瑕疵のあるカーボン・クレジットに係る売買約定の取消し	<ul style="list-style-type: none"> 当取引所が定める売買の区分に誤りがあるカーボン・クレジットにおいて売買約定が成立した場合又は売買約定に係るカーボン・クレジットに重大な瑕疵がある場合に、当取引所が当該売買約定の全部又は一部を取り消すことができます。 	

III. 実施時期

2025年11月を目途に実施します。

以上